

訪問歯科診療のご案内

通院困難な方(お体の不自由な方や高齢者)で、
歯医者さんにかかれないでいる方に、
かかりつけの歯医者さんが
ご自宅・病院・施設等に訪問して、
歯科治療を行う医療サービスの事です。

その対象者は、
歯科医院への外来通院が困難な方に限られます。
歯科医院で行うのと同様同様の治療が、
ご自宅・病院・施設等で受けられます。

【訪問歯科診療の内容】

1. むし歯の治療
2. 入れ歯を作る・調整・修理
3. 歯周病治療
4. 口腔ケアで感染症や誤嚥性肺炎などの予防
5. 摂食嚥下障害のリハビリテーション
6. 認知症予防・言語機能の回復

口腔ケアの必要性和重要性

【要介護者の口腔の現状】

- ・口腔内細菌と内科疾患との関連性は加齢に伴う咀嚼機能の低下と老化・痴呆と関連性があります。
- ・口腔環境がお年寄りの全身の健康と密接に関連しております。
- ・口の中の細菌が関与すると考えられる全身疾患は下記の通りです。

1. 誤嚥性肺炎
2. 感染性心内膜炎、敗血症
3. 虚血性心疾患
4. 糖尿病

【口腔ケアの目的】

口の中を清潔にするだけでなく、
歯や口の疾患を予防し、
口腔の機能を維持することで、
老化・や痴呆を防止し、
全身的な健康維持など
QOLやSADLの向上に役立ちます。

口腔ケアの意義

【食生活への関与】

噛むという動作は、
食物を切断、破碎し、口の中で唾液と混ぜ合わせる消化作用の第一段階です。
食物として異物であると感じた場合に、
反射的にそれを吐き出す防御反応ももっています。

【骨や筋肉のバランスへの関与】

噛む力が低下すると、顎が小さくなったり、噛み合わせが悪くなり、
清掃が難しくなり、
ますますむし歯や歯周病の誘因となります。

【脳の発育を促し、老化防止に関与】

噛むという行為は
筋肉や舌などを反射的に反応させ、
脳や身体に刺激を与え脳を活性化させ、
脳の老化を防ぐ一因ともなります。
歯がなくなると咀嚼能力の低下や発音障害を生じさせるばかりでなく、
食生活への欲望など人としての意欲が失われ、
その為に脳に対する刺激が減り、痴呆につながります。

噛むという行為は老化防止と密接なつながりがあります。

【運動能力を高める】

噛むと言うことは、全身的運動の一部で、運動能力を高めたり、かみ合わせのバランス
が身体の平衡感覚にも影響を与えています。

【口腔感染症の予防】

むし歯や歯周病などの歯科疾患や
カンジダ性口内炎などの口腔感染症を予防します。

【口腔機能の維持・回復】

咀嚼機能の改善および摂食・嚥下障害を改善させ、
口腔機能の低下や
廃用症候群の予防に繋がります。

【全身感染症の予防】

誤嚥性肺炎などの原因となる口の中の細菌の数を減少させ、
全身感染症の予防をはかります。

【全身状態やQOLの向上】

経口摂食を促す事により、
低栄養や脱水を防ぎ、
体力回復や意欲向上、
全身状態の改善に繋がります。

【コミュニケーション機能の回復】

構音機能の維持・回復により
コミュニケーション機能が回復します。

「居宅療養管理指導」とは

「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援、要介護の認定を施設受けられた方で、通院が困難なかたのご自宅やに訪問し、継続的な医学的管理に基づいて、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が行うものです。

【具体的には】

1. ケアマネジャーへ、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供。
2. 要介護者または家族のかたへ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等。
3. その他、療養上必要な事項についての指導・助言。
歯科医師が行う「居宅療養管理指導」は1回500単位(500円)で月2回を限度とし、
歯科衛生士が行う「居宅療養管理指導」は1回350単位(350円)で月4回を限度とします。

歯科衛生士が行う指導の内容としては、
利用者の口腔内や義歯の衛生面の口腔ケアと
口腔機能を向上させるための
機能面の口腔ケアを行います。

【注意点】

訪問歯科診療を受ける対象として、『通院する事が困難な患者様』であることが条件となりますのでご注意ください。

治療は保険診療が適用されます。

1. 老人保健
1割が負担金となります(一定以上の所得がある方は3割負担)。
2. 障害者・生活保護
各市町村の減免と同じ取り扱いになります。
3. 健康保険
一般の医療保険の一部負担金と同じ取り扱いになります。
4. 介護保険
在宅の場合は、居宅療養管理指導費が介護保険の適用となります。

■ 歯科医師による診療: 1回 500円(月2回まで)

■ 歯科衛生士による診療: 1回 350円(月4回まで)

※交通費は交通費の実費をお願いしています(電車・バス・都合によりタクシー代)。

初診時

定期健診と
口腔ケア

治療開始

ご説明・ご相談

検診

お申込み

毎月

【お電話の場合】

世田谷03-3700-8241

町田042-729-8241

【FAXの場合】

世田谷03-3700-8241

町田市042-729-8241

※診療受付票に必要項目を記入後送信して下さい。

患者様一人ひとりの全身状態を観察しながら、お口の中の健康状態と嚥下機能をチェックします。

検診結果をご説明し、その後の診療対応をご相談します。
患者様の健康状態などを考慮して治療計画を立てます。

ご了承いただきましたら、治療計画に基づいて治療や口腔ケアを実施いたします。

定期的にお伺いして、歯科検診を実施いたします。
患者様の状態等に応じてケアメニューを作成して、
口腔ケア・リハビリを実施いたします。

ケアマネジャーに治療計画情報をご提供します。

ケアマネジャーに治療報告書を提出します。

在宅療養支援歯科診療所の施設基準

地域において、在宅療養を担う保険医療機関と連携を図り、
必要に応じて、情報提供できる体制を確保している事が要件の一つとなっています。
【在宅療養を担う保険医療機関】とは、在宅療養を担う医科の保険医療機関を言います。

在宅診療に係る後方支援の機能を有する医療機関とは、

地域歯科診療支援病院のみではなく、
(在宅歯科療養を担う歯科診療所と連携している)
いわゆる病院歯科も含まれています。

在宅療養支援歯科診療所に属する歯科医師が
歯科訪問診療を行った場合に
算定可能な疾患に係る管理料は、
「後期高齢者在宅療養口腔機能管理料」と

歯科疾患管理料

又は**後期高齢者在宅療養口腔機能管理**の
算定要件を満たせば、
いずれかの管理料を算定することができます。

なお、在宅療養支援歯科診療所以外の
歯科保険医療機関においては
、歯科訪問診療を行い、歯科疾患管理料の算定要件を満たす場合は、
当該管理料を算定できます。

歯科訪問診療料の加算について、

「1回目の歯科訪問診療を行った場合であって、
患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は、
250点を所定点数に加算する」事ができます。
この1回目とは、最初に歯科訪問診療を行った日の事を言います。

歯科訪問診療を行う際には
歯科用切削器具及びその周辺装置を常時携行していますが、
最初の歯科訪問診療時には歯科訪問診療料を算定せず、
初診料及び周辺装置加算を算定し、
2回目の歯科訪問診療において、
歯科訪問診療料を算定した場合の【在宅患者等急性歯科疾患対応加算】は、
「イ1回目」ではなく、
「ロ2回目以降」により算定する。